

(様式2)

### 3. 施設整備計画の目標

#### (1) 老朽化対策を図る整備

児童・生徒の安全・安心な教育環境を確保するとともに、防災、減災、国土強靱化の観点から、避難所としての機能を向上させるため、秩父市学校施設長寿命化計画に基づき、市内小中学校の校舎・体育館の老朽化対策を図る。

本整備計画においては、老朽化が著しく、健全度が低い高篠中学校校舎及び影森中学校校舎の大規模改造工事を実施する。

#### (2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

#### (3) 教室不足の解消等を図る整備

#### (4) 教育環境の質的な向上を図る整備

#### (5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

#### 4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

##### (1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		13 校
中学校		8 校
義務教育学校		0 校
中等教育学校(前期課程)		0 校
特別支援学校(小学部及び中学部)		0 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)		1 園
幼保連携型認定こども園		1 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		0 校
教員及び職員のための住宅		0 戸
学校給食施設	単独校調理場	0 箇所
	共同調理場	5 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	17 箇所
	学校武道場	3 箇所
	社会体育施設	0 箇所

##### (2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 <sup>※1</sup> 秩父市学校施設長寿命化計画	有	令和2年3月23日
国土強靱化地域計画 <sup>※2</sup> 秩父市国土強靱化地域計画	有	令和3年6月25日

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

#### 5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

<p>計画期間終了後、当初計画した目標の達成度合を計測し、評価結果等を当市のホームページ等で公表する。</p>
---

